

[様式第3号]

資料提供年月日	平成29年8月23日	
問い合わせ先	課名	医療政策推進課
	電話	直通 803-1638 内線 5824
担当者	職名・氏名	課長 大月
	職名・氏名	主事 日下

広 報 連 絡

<市長定例記者会見資料>

- 1 件 名 総合特区の継続申請及び最先端介護機器貸与モデル事業の
新規公募受付について
- 2 概 要 ①平成25年2月に指定を受け、今年度まで実施してきた
「岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区（A
A A（トリプルエー）シティおかやま）」の継続を申
請する。
②最先端介護機器貸与モデル事業の新たな貸与機器の公
募を開始する。
- 3 趣 旨 ①総合特区制度を活用して、本市から国の制度改正を実
現し、超高齢社会に対応する在宅介護モデルの実現を
目指すもの。
②市民に貸与するために、高齢者の在宅生活を支援する
介護保険対象外の最先端介護機器を募集するもの。
- 4 今後の予定 ①平成29年9月末 総合特区新計画案（概要）を提出
平成30年1月頃 総合特区計画変更申請
3月頃 総合特区計画変更認定

②平成29年8月23日 公募開始
12月1日 公募締切
平成30年2月頃 貸与機器決定
4月 貸与開始

岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区のこれまでの主な成果と継続について

総合特区は平成25年2月に指定を受けて平成29年度まで5年間実施

<通所介護サービスに対する自立支援に資する質の評価の導入>

- 利用者の日常生活機能評価得点(起き上がりの可否や食事摂取の介助の有無等)は、参加事業所の平均より評価上位参加事業所が大きく改善されている。(右図①参照)
- 介護給付費の財政効果額は約△7,000万円/年
評価上位事業所及び参加事業所の介護給付費の伸び率(1.9%と10.8%)による給付費と、不参加事業所の伸び率(14.2%)による給付費の差から算出(右図②参照)
- 平成28年度には、本事業の成果を元に厚生労働省に対して介護サービスに対する質の評価を提言し、国においても制度改正に向けて議論が開始された。

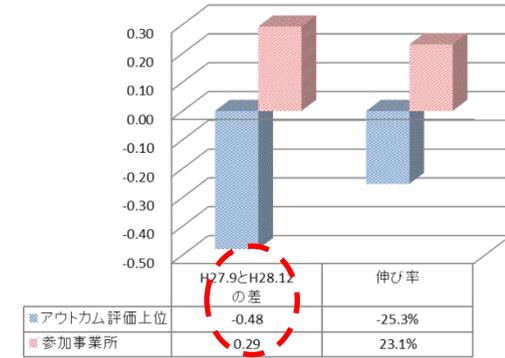
※未来投資戦略2017(平成29年6月9日)より抜粋

- ・どのような状態に対してどのような支援をすれば自立につながるか明らかにし、自立支援等の効果が科学的に裏付けられた介護を実現する
- ・データ分析による科学的な効果が裏付けられた介護サービスについては、2021年度以降の介護報酬改定で評価する

<最先端介護機器貸与モデル事業>

- 事業開始から延べ500名以上が利用。
- これまでに貸与した12製品の利用効果等を集計の上、厚生労働省に報告し協議を実施

図① 日常生活機能評価得点(平均)の推移



図② 介護給付費(総額・平均)の推移



総合特区を継続し、新たな規制緩和等から得られる独自の成果を国に示し、制度改革の実現を目指す

第2期の岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区の主な取組

更なる超高齢社会を見据えて、介護給付費・医療費の抑制を図り、持続可能な新たな在宅介護のモデルが必要である

⇒総合特区制度を活用して、岡山市から国の制度改正を実現していく

超高齢社会に対応する在宅介護モデルの実現(介護給付費・医療費の負担軽減)

高齢者の「元気」を支援

○在宅介護サービスに対する質の評価の導入 (継続・拡充)

- ・状態改善に重きをおいた介護を提供することを目指す。
- ・利用者の状態像の維持改善に取り組む事業者インセンティブを付与。
- ・この取組を、リハ職と連携し、訪問介護にも広げていく。

○最先端介護機器貸与モデル事業(継続・拡充)

- ・在宅生活を可能にする最先端機器を、介護保険と同じ1割負担で市民に貸与。
- ・職員の負担軽減になる機器を事業者に貸与可能とする。

高齢者の「生涯現役」を支援

○高齢者の就労支援の導入(新規)

- ・従来のように、要支援や要介護の状態になっても、支援を受けるだけでなく、働くことを通じて地域や社会とつながり、生きがいをもって暮らすことを支援する。
- ・就労型のサービスを介護保険制度に導入する。
(例:就労型通所介護サービスなど)